

赤潮発令基準

要綱第 6 に定める赤潮注意報及び赤潮警報の発令基準は、次のとおりとする。

1 赤潮注意報発令基準

次の（１）、（２）の条件を満たすものとする。

（１）赤潮基準密度

被害対象種	赤潮プランクトン種	基準密度（細胞／ml）
魚 類	カレニア・ミキモトイ	500 以上
	シャットネラ・アンティーカー シャットネラ・マリーナ シャットネラ・オバータ	合計 10 以上
	ヘテロシグマ・アカシオ	5,000 以上
	カレニア・ディジタータ（G.伊万里型）	20 以上
	コクロディニウム・ポリクリコイデス	100 以上
	その他	ヘテロカプサ・サーキュラリスカーマ

（２）発生地区

- ア 魚 類：魚類養殖漁場から 20 km 以内の地区に発生した場合。
ただし、カレニア・ディジタータにあつては、ノリ養殖漁場も含む。また、ヘテロシグマ・アカシオにあつては、魚類養殖場内で発生した場合のみとする。
- イ その他：別紙 2 の海域内に発生した場合。

（３）その他

上記に定める以外のプランクトンの増殖により養殖魚介類に被害を引き起こすおそれがある場合には、注意報を発令する。

2 赤潮警報発令基準

次の（１）、（２）の条件を満たすものとする。

（１）赤潮基準密度

被害対象種	赤潮プランクトン種	基準密度（細胞／ml）
魚 類	カレニア・ミキモトイ	5,000 以上
	シャットネラ・アンティーカー シャットネラ・マリーナ シャットネラ・オバータ	合計 100 以上
	ヘテロシグマ・アカシオ	50,000 以上
	カレニア・ディジタータ（G.伊万里型）	100 以上
	コクロディニウム・ポリクリコイデス	1,000 以上
	その他	ヘテロカプサ・サーキュラリスカーマ

(2) 発生地区

- ア 魚類：魚類養殖漁場から10km以内の地区に発生した場合。
ただし、カレニア・ディジタータにあつては、ノリ養殖漁場も含む。また、ヘテロシグマ・アカシオにあつては、魚類養殖場内で発生した場合のみとする。
- イ その他：別紙2の海域内に発生した場合。

(3) その他

上記に定める以外のプランクトンにより養殖魚介類に被害が発生し、被害拡大のおそれがある場合には、被害が収束するまでの間、警報を発令する。

3 その他

- (1) 赤潮注意報及び赤潮警報以外に、次のア、イの条件を満たすとき、赤潮情報収集・伝達配備体制要領に基づいて情報を伝達する。

ア 赤潮基準密度

赤潮プランクトン（属）	基準密度(細胞/ml)
タラシオシーラ	10,000以上
ギムノディニウム、 ロドモナス、 スケルトネマ、リゾソレニア キートセロス、ディクディオカ ペリディニウム	5,000以上
ギロディニウム、ニッチア メソディニウム、プロロセントラム、 アステリオネーラ、	500以上
ポリクリコス	100以上
ノクチルカ	50以上

イ 発生範囲

赤潮基準密度を超えた発生範囲が1km²以上と推定される場合

- (2) カレニア・ミキモトイについては、貝類にも影響を及ぼす可能性があるため、二枚貝養殖業者に情報提供をし、注意を喚起する。
- (3) シャットネラ・ベルキュローサ及びシャットネラ・グローバーサについては魚類に被害を及ぼす可能性があるため、状況に応じて魚類養殖業者に情報提供をし、注意を喚起する。

ヘテロカプサ赤潮による発令基準の海域図

